

週報

號日八十二月八

第二〇二號 昭和十一年十月二十八日發
昭和十五年八月二十八日發
（每週一兩本隨日發行）



現下の農林政策

農林大臣 石黒忠篤

生鮮食料品の配給統制

最近の海軍作戰

農業水利臨時調整令解説

濠洲の近情



新支那讀本

9

貿易

五錢

週報

號日八十二月八

第二〇二號 昭和十五年八月二十八日發
（每週一回水曜日發行）

現下の農林政策

農林大臣 石黒忠篤

生鮮食料品の配給統制

最近の海軍作戰

農業水利臨時調整令解説

濠洲の近情



新支那讀本

9

貿易

五錢

露光量違いにより重複撮影

活生民國

是の衡均不の牲犧民國ふ伴に行遂の策國
す期を底徹の策施諸的生厚し行斷を正
十苦忍に眞し新刷を活生民國に共とる
民國るな健剛實質るす應適に服克艱時年
(部一の綱要策國本基)。す保確を準水の活生

新體新

週報

現下の農林對策

八月二十一日

農林大臣 石黒忠篤

商工省

生鮮食料品の配給統制

最近の海軍作戦

農業水利臨時調整令の解説

農林省

歐洲の近情

外務省情報部

新支那讀本

貿易

八月十六日(金) 重要記事

▽ 獨逸 ロンドン初空襲報せらる

八月十七日(土)

▽ 海軍航空部隊、學漢線の要衝

衛陽、四川物資集散地、富順、

永川を掃蕩、▽ 軍艦葬祭の様

式、精動本部委員会で決定

八月十八日(日)

▽ 瀋陽、帝國にレーサム公使

派遣決定、▽ 米加兩國、當設

共同防衛委員會議議を決定、

聲明發表、▽ 獨逸 對英遊身鎖

の水域を發表、

八月十九日(月)

▽ 科學振興調査會、科學振興

容申案を決定、▽ 魚油配給後

制限則公布、▽ 英軍のソマリ

ランド撤退を伊軍發表、

八月二十日(火)

▽ 内閣情報部擴充強化に關する

情報局官制案審議の第一回協議

八月二十一日(水)

▽ 工業業務者を農

會開催、農期に農業生産確保に協力せし

めることになり、農林、厚生兩

省よりこの旨通達、▽ 海軍航空

部隊第三十次重慶掃蕩、▽ 軍陸

教育令公布

八月二十二日(木)

▽ 昭和十五年電力動員計畫に

關し、供給約一割増加確保を盟

議決定、

八月二十三日(金)

▽ 外務省、在外大公使、參事官

等約四十名に歸朝命令を發す

▽ 新體制準備委員會委員發表

八月二十五日(日)

▽ 新政治體制準備委員會委員二

十六名と當任官部六名發表せる

▽ 陸軍管區表中軍令の改正公

布

八月二十六日(月)

(前掲上六、四月二日号)

民生生活

是の衡均不の性犧民國ふ件に行遂の策國
 す期を底徹の策施諸的生厚し行斷を正
 十苦忍に眞し新刷を活生民國に共とる
 民國るな健剛實質るす應適に服克艱時年
 (部一の綱要策國本基)。す保確を準水の活生

新體制

露光量違いにより重複撮影

週報

(第二〇二號)
 八月十八日

現下の農林對策

農林大臣 石黒忠篤

生鮮食料品の配給統制

商 工 省

最近の海軍作戦

支那方面艦隊報道部

農業水利臨時調整令の解説

農 林 省

濠洲の近情

外務省情報部

新支那讀本

貿 易

週聞

八月十六日(金) 前號追加

▽獨機ロンドン初空襲報せらる
 八月十七日(土)

▽海軍航空部隊、粵漢線の要衝
 衡陽、四川物資集散地、富順、
 永川を掃蕩、▽冠婚葬祭の様
 式、精勤本部委員会で決定
 八月十八日(日)

▽濠洲、帝國にレーサム公使
 派遣決定、▽米加兩國、當設
 共同防衛委員會設置を決定、
 聲明發表、▽獨、對英逆封鎖
 の水域を發表
 八月十九日(月)

▽科學振興調査會、科學振興
 答申案を決定、▽魚油配給統
 制規則公布、▽英軍のソマリ
 ランド撤退を伊軍發表
 八月二十日(火)

▽内閣情報部擴充強化に關する
 情報局官制案審議の第一回協議
 八月二十日(火)

會開催、▽工礦業勞務者を農
 繁期に農業生産確保に協力せし
 めることになり、農林、厚生兩
 省よりこの旨通牒、▽海軍航空
 部隊第三十次重轟撃隊、▽軍隊
 教育令公布
 八月二十一日(水)

▽昭和十五年度電力動員計畫に
 關し、供給約一割増加確保を閣
 議決定
 八月二十二日(木)

▽外務省、在外大公使、發事官
 等約四十名に歸朝命令を發す
 八月二十三日(金)

▽新政治體制準備委員會委員二
 十六名と常任幹部六名發表さる
 八月二十四日(土)

▽陸軍管區表中軍令の改正公
 布
 (昭和十六年四月一日施行)

現下の農林政策

農林大臣 石 黒 忠 篤

去る八月一日、政府は「基本國策要綱」を中外に闡明致しましたが、この要綱の中に重要農林國策として示されてゐる所は、次のやうな事項であります。即ち、新らしき國民組織の確立と、統制機構の整備とを前提とし、東亞協同經濟圏を背景として、

- 一、國民生活必需物資、特に主要食糧の自給方策の確立
- 一、綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立
- 一、農業及び農家の安定發展に關する根本方策の樹立

を圖ることがであります。これ等の國策は、今後の農林行政の上に、逐次それらに具體化さるべきものでありまして、これについては是非共皆様の御理解と御協力とを得たいと思ひますが、今日は先づ當面の問題二三を申し上げます。

先づ第一に食糧増産に關しては、米麥等の主要食糧農産物について耕地の擴張改良、耕作、施肥方法等の改善その他各般の方策を講じて増産計畫の遂行を期する外、水産食糧品、畜産食糧品の増産にも尙ほ一段と努力する必要があります。

次に米麥等の主要食糧品につきましては、その集荷、配給、消費の各部門に互り、一段と強化せられたる統制方策を探る必要があると信ずるのであります。集荷及び配給の統制につきましては、麥類及び小麥粉については既に實施中であり、米につきましても旬日を出でずして實施を見ることに決定して居ります。今年の麥作は、幸ひ相當の豊作であり、稲作につきましても未だ適確な豫想を下し得る時期には達して居りませんが、今日迄のところでは内地も外地も作況は先づ大體順調であります。

目下の米の需給關係につきましては、政府と致しましては、引續き内地米の買入に努力して居ります。すほか、外國米、外地米の輸入に極力努めてゐるのであります。農村からの米麥の供出について一層その促進を圖ると共に、一般國民の節米の徹底によりまして、米の需給の調整に萬遺憾なきを期さなければなりません。

供米にしても節米にしても、多くの不便困難の伴ふことは免れませんが、私は生産者も消費者も又中間の配給機關も、戦時食糧を確保するため、この際お互ひに難きを忍んで國策に協力せられんことを熱望して已まぬ次第であります。

尙ほ、代用食や副食糧として食糧相互の關係性を考へるとき、政府としては食糧全體の立場から、

米麥以外の他の食料品の配給等につきましても、それ／＼適當な施設を實施する必要があると思ひます。更に當面應急の對策を必要とする一方に於きまして、時間的には長期に及ぶ恒久的な食糧政策を考へ、空間的には日滿支を通ずる綜合的な需給計畫の立案を、並行して進めてゆかねばなりません。

即ち、内外地、日滿支の地域の上に、應急策と恒久策とを眺み合せて需給の適合を計り、萬全の食糧對策を樹立すべきものと信ずるのであります。

次に食糧の生産のため缺くことの出来ない資源である肥料についてであります。化學肥料の一部につきましても、歐洲戰亂の擴大に伴ひ、その供給は樂觀を許されない事態となりましたので、政府と致しましては其の供給の確保を圖るため、いろ／＼の施設を講じて來たのであります。食糧需給の現状から見まして、この際更に確安生産力の擴充を圖る等の方策を講ずる必要があると考へられます。

又有機質肥料につきましても、滿洲支那に於ける實情、及び飼料等の需給の状況に鑑みまして、日滿支を通ずる根本的な統制の方策を立て、その供給の確保を圖ることが急務であると存するのであります。飼料その他の農林漁業用資材の供給及び配給につきましても、それ／＼適切な方法を講じ、戦時下の困難な條件を出来るだけ克服して行く所存であります。

生活必需物資の中でも、最近特に問題とされてゐる木炭につきましては、過般原木供給の確保、木炭の規格の整備及び公定價格の改訂を行ひましたが、一方政府の木炭買上も既に實施致し、目下配給

機構の整備も計畫しつゝある次第であります。

木炭對策に對しましては、木炭需給の状況から見ても、生産者は勿論、各方面の格段の協力が望ましく、就中政府の木炭買上は何分最初のことでもあり、木炭の需給調整の上に重要な意義を有する譯でありますから、特に積極的な御協力をお願い致します。

木炭についての恒久對策を考へるならば、問題は森林政策にまで遡らねばなりません。即ち森林對策としては、近年木材及び木炭の需要が激増しつゝある状況に鑑みまして、努めて造林計畫の樹立實施による森林資源の維持及び開發を期すると共に、内地、北海道、及び樺太を通じ一貫した森林資源の需給計畫を立て、林産物の生産を計畫化し、同時にその配給、消費の統制を強化することが必要であります。

米と並んで農家収入の重要な源泉をなす養蠶につきましても、最近生絲の需給状況は内外に互つて激しい變化を示し、蠶絲業は一つの大きな轉換期に直面しつゝありますので、蠶絲政策としては將來の趨勢に對照して、繭及び生絲の生産、配給、消費につき養蠶、製絲を通じ一定の計畫の下に統制經營を行はせるやう一貫した統制機構を打ち立て、外貨の獲得、國內纖維補充の使命を果すと共に、その産業としての基礎を將來に互り安定させる必要があると信ずるのであります。また食糧の場合と同様に大陸との關係を考慮し、日支蠶絲業の調整につきましても速かに適當な方策を樹立する必要があるのであります。

尙ほ、水産方面に於きましても、南方漁業の開発等重要な問題があるのであります。是等はいづれも農林水産業及び農山漁村の安定發展に關する根本方策として取り上げられねばならぬ問題であります。私は事柄の順序緩急を量り逐次その解決に當る心算であります。

以上は、國民生活必需物資の自給方策といふ基本國策の部に於ける諸政策のあらましを述べたのであります。時局に即應して農業生産を確保し、農民生活の安定を期するためには、農地政策及び農村計畫の確立が喫緊の要件であります。即ち、第一に農地の確保並びに利用調整の制度を立て、農民生活の安定と農村平和の基底を築き上げることが必要であります。第二には國土計畫に即應して適切な農村計畫を立て、これに依つて食糧その他の生産資源の確保と開拓政策との促進を圖り、農村をして眞に我が民族發展のため必要な人的資源の供給の源泉たらしむべき基礎を確立せねばなりません。これについては當局に於て十分に考究を重ね、出来るだけ速かに成案を得ることに努めたいと思ひます。

又農業團體につきましても、部落農業團體の擴充整備及び各種農業團體の組織機能の刷新を行ふと共に、進んでその整備統合を圖り、眞に時局にふさはしい新體制を具備せしめねばならぬと思ひます。但し制度機構の改革はやゝもすると形式に囚はれ、徒らに新奇を追ふ結果に陥る虞れもありませんので、これが具體化の方法につきましても十分に構想を凝らし、成案を得た上は速かに之を斷行する考へであります。

由來、農業者は我が國の農業は、その本質に於て著るしく國家本位、公益本位のものであります。商業等に比して利潤追求の營利の觀念に於て著るしく異なるものがあるのであります。

農村に於ける協同體の意識は實にこの農業本來の精神を基調とするものであります。併しながら、かかる精神は、必ずしも農業のみ獨占すべきものではないのであります。實は全産業にも適用されて然るべきものと存じます。

商工業にありましても、農業の如く、自然との協力、地域的な人の結合といふやうな精神的要素が稀薄であるために、やゝもすれば營利を最上とする個人主義、功利主義に陥り易いのであります。皇國の産業たる本質に於きましても、農業と何等異なる所がない譯であります。

しかるに、我が國に於きましても、自由主義の發達に伴ひ、農業にまで唯物的功利的な思想が浸潤し、農業本來の協同體精神を、一概に舊き封建的觀念の殘滓と即了する傾向さへ生じたことは、遺憾ながら事實であります。而かもかかる謬れる風潮は遂に永續すべきものではなく、その本質的なものが新らしき時代の指導理念として現はれて來たのであります。今や此の農業本來の精神は他の産業部に汎く押し及ぼされねばなりません。この精神が總ての産業人によつて眞に自覺され宣揚されるものが、あらゆる經濟政策遂行の基礎であり、前提條件であると信するのであります。そしてそれ故に農業に於ては他の産業に比して一層この本質を顯揚せねばならぬと思ひます。

私は此の心を以て皆様と共に、大東亞建設の聖業を翼賛し奉りたいと念願する次第であります。

生鮮食料品の配給統制

商 工 省

一、はしがき

生鮮食料品の価格は今事變物發以來漸騰の傾向にあつたが、殊に最近數ヶ月間における騰貴は極めて著しいものがある。これは根本的には生鮮食料品の一般的な生産減少と、一般的な消費増加に基づくものではあるが、他面、生鮮食料品について、その価格はいはゆる九一八の價格引上禁止から除外されたまゝであり、その配給は依然として、多年行はれてきた、いはゞ自由主義的な機構によつて行はれてゐたといふ事情に原因する所も多し。ところが生鮮食料品は國民の日々の生活に缺くことのできない副食品であつて、その値上りは一般消費者の生活に影響を及ぼすことが極めて大きいから、是非と

もその價格を統制し、配給を調整しなければならない。

二、生鮮食料品配給の現状

生鮮食料品とは、一般に腐敗性の食料品を指して云ふのであつて、青果物（蔬菜及び果實）と魚介類がその主要なものであるが、その配給は現在どんな具合に行はれてゐるか。大ざつばにいへば、農産物は生産者の出荷團體、産地仲買、生産者自身等から、水産物は産地間屋、産地仲買、大産業者自身、生産者の組合等から、いづれも大部分は直接に、一部分は地方集散市場を經由して中央卸賣市場に出荷される。中央卸賣市場は三大都市の外、横濱・神戸・高知・鹿児島及び佐世保の五都市にあるが、いづれも市が開設してゐる。卸賣市場に入荷

する商品は、卸賣人にその販賣を委託するものが大部分であるが、一部は卸賣人が自ら産地に赴いて買付を行ふものもある。卸賣市場に集荷された商品は、主として躰賣の方法によつて仲買人に賣捌かれるが、例外的には入札賣・定價賣が行はれることもある。小賣商、料理店、飲食店等は買出人として卸賣市場に赴いて相對賣買の方法により仲買人から商品を買入れ、これが一般の消費者に供給されるのである。もつとも中には仲買人の過程がなく、買出人が直接卸賣人から買入れる制度のものもある。

中央卸賣市場の開設されてゐない地方にもそれ／＼地方卸賣市場があつて、ほぼ同様な組織の下に賣買されてゐる。

三、配給の特殊性

生鮮食料品が、他の商品と著しく異なる特殊の取引組織と取引方法を必要とするのは、なぜであらうか。それは、生鮮食料品が、腐敗性の物品であつて、一般に貯蔵に

堪へぬこと、種類が極めて雑多であるのみならず同種のものでも大小品質・仕上り等が極めて不統一であること、の二點で決定的な特質を有する所からきてゐると考へられる。

右のやうな生鮮食料品の特性から、その配給統制についても格別の考慮を必要とする。即ち、一般物資の統制は、物の流れに着目してこれを規正するだけで、或る程度その目的を達成することができる。ところが生鮮食料品は、物の流れだけを統制することは極めて困難であつて、その前提として各都市に對する出荷並びに各都市の卸賣及び小賣の配給機構を整備改善し、生産より消費に至る配給組織を確立することを絶対に必要とする。

四、配給統制の應急對策

しかしながら、事態は相當緊急を要するので、根本的の配給機構の整備について對策を考究すると共に、現在の機構に基づいても行ひ得る限りの應急的の對策を立てることとし、企畫院を中心に關係各省間で協議を重ね、

本年三月八日の閣議決定を経て、「生鮮食料品ノ配給及價格ノ統制ニ關スル應急對策要項」が定められた。これは生鮮食料品の配給機構を合理化し、各段階においての口銭・手数料等の低減を圖つて、價格の低廉と配給の円滑を期し、國民生活の安定を圖らうとするものであつて、その内容は大體次の通りである。

- 一、出荷に關しては、できるだけ廣範圍に統制を圖ること
- 二、六大都市その他に必要ある地域における卸賣市場、小賣市場、仲買人、小賣商の價格並びに配給に關し統制をなすこと
- イ 卸賣市場卸賣人の販賣については、買付品は躰賣によらず適正なる販賣をなさしめると共に、受託品についても必要に應じ不當の騰貴を抑制するため適當な措置を講ずること
- ロ 卸賣市場卸賣人の販賣手数料の低減をなすこと
- ハ 卸賣市場の荷卸料及び場内運送賃の低減をなすこと
- ニ 卸賣市場卸賣人の産地買付はなるべく制限すること
- ホ 卸賣市場仲買人の販賣については口銭の最高を定めること

- ト 卸賣市場仲買人の専門化を圖ること
 - チ 小賣市場の出店者及び一般小賣商の販賣については、毎日標準價格を定め之を勵行せしめること
 - リ 小賣市場の經營の合理化を圖ること
 - 三 生産確保の施設を講ずると共に、生産確保のため必要な資材の配給を圓滑ならしめること
 - 四 輸送の圓滑、運賃の低減を圖ること
 - 五 消費節約の方法についても充分考慮すること
- 右のうち、商工省の擔任する大消費地における卸賣及び小賣の部面の問題については、その後當省で具體的實施策について各方面より慎重考究を重ねてきたが、生鮮食料品問題に關する諸般の情勢は一日の遷延をも許さない情勢になつたので、諸案を急速に實施することとし、去る八月十六日關係官廳及び中央卸賣市場開設者との協議會を開催し、「生鮮食料品ノ配給及價格ノ統制ニ關スル件」を決定したのである。

五、應急對策の具體化

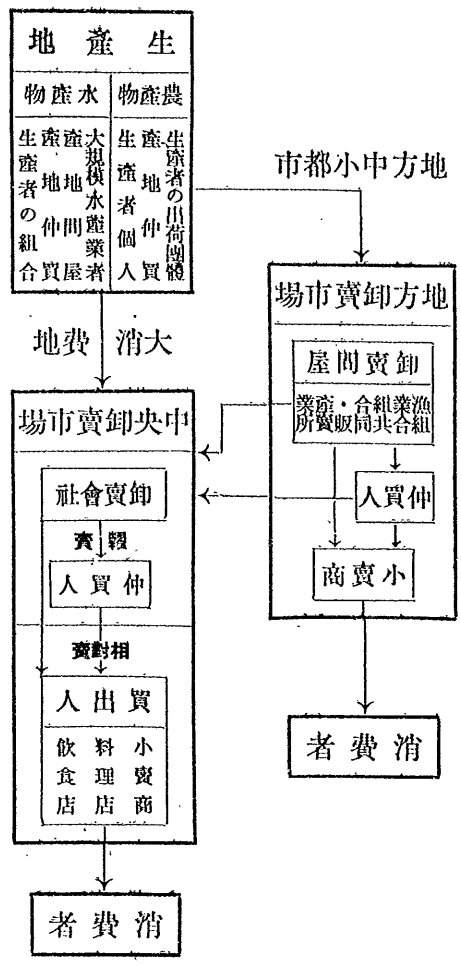
具體的實施策の内容は相當複雑なものであるが、その要點は次の通りである。

(1) 卸賣人の販賣方法の改善 従來は中央卸賣市場法の規定により、中央卸賣市場で行ふ賣買は躰賣の方

法によるべきものとされ、例外的に中央市場業務規程の定める特別の事情のある場合にのみ、定價賣又は入札賣を行ふことが認められてゐた。今回の案はこの關係に檢討を加へ、一定の物品については必ず定價賣、入札賣を行ふことにしたのである。

躰賣は大量の生鮮食料品を短時間に捌くために極めて

生鮮食料品配給の現況



有効な方法であるが、従来の實情では例外的に定額買入札賣を認める場合がやゝ恣意的であり、甲都市で或る商品を定額買入するとき、乙都市では同一商品を買入するといふやうな不統一な事態が多かつた。これは極めて不合理なことである。また買入の方法は、價格の形成において、やゝ不安定な因子を含んでをり、これが買入を適當とする商品だけでなく、定額買入ができる商品から買入原價の明らかな買付品にまで行はれてゐることは、極めて望ましくないことである。そこで今後は保存性が比較的強く規格も比較的統一してゐるもの、例へば、冷凍魚介類、鹽干魚介類、林檎、玉葱、馬鈴薯のやうなものは定額買入を行ひ、また保存性は比較的強いが規格が不統一であるもの、例へば、煉製品(餅乾等)、特殊なものを除いた果實類、のやうなものは買入札賣をすることにした。そしてこれ等以外のものは買入を行ふこととなるのである。なほ、これと同時に職人を市の囑託として、できるだけ公正な價格形式を圖ることにした。

(2) 卸賣人の販賣手数料の低減 従來卸賣人が

生産者、出荷者から販賣を委託された商品について、卸賣人は大體賣上高に對し一律に當る販賣手数料を收受してゐた。その中、賣上高の六厘乃至八厘程度を生産者、出荷者に對し荷主獎勵金の名目で交付し、また二分五厘乃至三分程度を歩戻の名目で仲買人、買入人に付與するのが普通である。別に賣上高の約八厘に當るものを使用料として開設者に支拂つてゐる。かくて卸賣人の實際の手取分は普通五分五厘乃至六分五厘程度であつた。卸賣人の販賣手数料を低減すべきであるといふことは、近年喧しく論じられる所であつて、その效果については諸説があるが、市場の制度とその取引に關する種々の問題は直接、間接に手数料の問題に關聯してゐるといふこともよいのであり、手数料を合理的に低廉ならしめるといふことは市場改革の問題の焦點である。今度の案は歩戻、獎勵金は全廢し、使用料を低減し、營業費等もできるだけ節約させることとし、販賣手数料の低減を圖つた。即ち卸賣人の手取分を五分に低減し、別に開設者に低物價政策に資する事業に對する補助をさ

せることとし、これに要する費用に充てるため一分に當るものを納付せしめることとし、結局六分を以て手数料率の最高を定めた。歩戻、獎勵金は元來従來の因縁上存在するといふ要素が極めて多いのであり、卸賣人も次第に單一化する傾向にあるから、思ひ切つて廢止すべきである。使用料の低減は各方面に犠牲を平分する趣旨である。また卸賣人として營業費をできるだけ節減すべきであり、利益金も現在より減少することとなるものも亦やむを得まい。

販賣手数料の低減は、直接には商品の價格を下げる作用はしないといふ議論もあらう。しかし間接に價格の低下に資するところが相當大きいであらうと考へられる。

(3) 仲買人の専門化 仲買人は卸賣人から商品を買入れ之を賣入人に賣渡すのであつて、評價作用と分荷作用とを營む重要な中間連絡機關である。現在鮮魚、鹽干魚、青果の部類別はあるが、その内部において各仲買人は各種の商品の賣入に参加することを認められ、また賣入に参加する者も一店舗から數人だしてゐるものもあ

つた。これは價格形成の上に不純な分子を加へることは明らかである。

今回の案は仲買人の經營の専門化を圖らうとするものである。即ち、取扱品目を限つて賣入に参加できるようにするのである。勿論品目を餘り細く分けることは適當ではないが、例へば、魚類では活物類・大物類・淡水魚介類・冷凍魚介類といふやうに、青果では蔬菜類・促成物・果實類といふやうに分けるのである。このことは、仲買人に自己の取扱品目についての専門的な知識をより深く得させることになり、賣入に際して無責任な價格の形成が避けられるわけである。なほ仲買人の専門化は卸賣人の賣場の整理と相應して行ふ筈である。専門化を行ふと同時に、仲買人の賣入参加は一店舗一人だけとすることとした。

(4) 價格の規正 生鮮食料品の價格は一部公定價格として定められたものもあるが、今回の案は生鮮食料品一般に互ひ廣く卸賣價格、小賣價格を定め、また仲買人の口錢を規正しようとしたものである。

卸賣價格は、地方長官が、前に述べた定賣價を行ふものの定價及び入札賣または競賣を行ふものの中、大衆向のものについて最高價格を定める。その場合關係者の意見を徴することは勿論である。小賣價格は大衆向のものについて定めるが、その場合地方長官が關係者の意見を徴して豫じめ一定の方針を定め、その方法の下に地方長官の任命する價格決定委員が毎日の價格を決定する。

毎日の小賣價格は、買出の際に小賣商に知らせ、また同時に一般に知らせる方法を探る。なほ小賣價格實地監察制度を設けて取締ると共に、一方買出人指定制度を設け、違反者には買出人の指定を取消すといふ制裁を加へることとした。

卸賣、小賣價格と並行して仲買人の口錢を決定する。従來仲買人は或る商品では口錢薄く又は損をして、他の商品で儲けるといふやうな商賣をしてゐたが、このことは價格の騰貴する傾向にある場合には、著しい弊害となつて現はれ、生鮮食料品の値上りに大きく作用してゐる部分も相當にあつた。口錢は本來は仲買人の専

門化に應じてそれ／＼定めらるべきであるが、差當つては買入れた單位毎に仕入價格に對する一割を最高と定めた。以上甚だ簡單ながら要點を説明した。この案は大體中央卸賣市場のあるやうな大都市を狙ひ、差當り東京・大阪・京都・神戸・横濱・名古屋の六大都市に實施する豫定であるが、漸次その他の都市、地方卸賣市場にも及びす方針である。

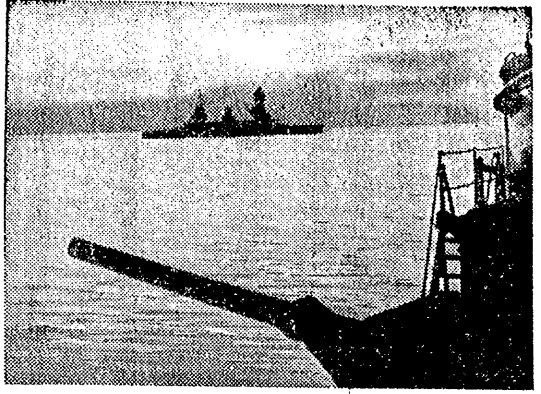
寫眞週報 八月二十二日號

朝鮮紹介特輯號

- ☆日韓併合三十年
- ▽躍進する重工業
- ▽ゆるぎなき北鮮の國境
- ▽その他
- ☆可愛い、少年少女隊の交通整理班
- ☆學生も海軍として育つ——大津の海軍陸戰隊員
- ☆羊の数は一億頭——オーストラリア大陸を描く
- ☆大の男が馬に乗れなきやと青年の馬術基礎訓練
- ☆讀物ページ

最近の海軍作戰

支那方面艦隊報道部



目次

はしがき

新封鎖作戰

陸戰隊の活動

砲臺爆破

汕尾、媽宮作戰

温州作戰

航空部隊の活躍

奥地爆撃

その他の作戰

南支方面

北支方面

むすび

はしがき

支那事變勃發以來正に滿三年を経過した。この開始んと支那全土に互つて加へられた我が陸海空よりする攻撃は、彼をしてますます窮境に苦惱呻吟せしめ、國際政局の轉換と相俟つて重慶政權をして抗戰の繼續困難なるを思はしめるものがあるが、彼は依然迷夢醒めず、抗戰は今や第四年に入り、最後の勝利は我に在りと依然望みなき強がりを叫び續けてゐる。しかしながら、最近に於ける西南投將ルート閉塞と相呼應して行はれた支那方面艦隊の嚴重なる新封鎖強化作戰は、斷末魔に喘ぐ重慶政府に異常の衝動を與へ、また新鋭海軍航空部隊を以てする奥地大爆

撃は、敵の重要な抗戦據點を完膚なきまでに破壊しつ
つある。

この際、鈹後國民諸君に支那方面艦隊作戦の概要を述べ
てみたいと思ふ。

新封鎖作戦

支那方面艦隊が現在實施中の新作戦は、本年七月十五
日、島田支那方面艦隊司令長官の宣言に基づき、同月十六
日午前零時を期して、浙江、福建兩省の四つの重要港灣に
對し實施されることとなつたのである。

これら四つの港灣とは

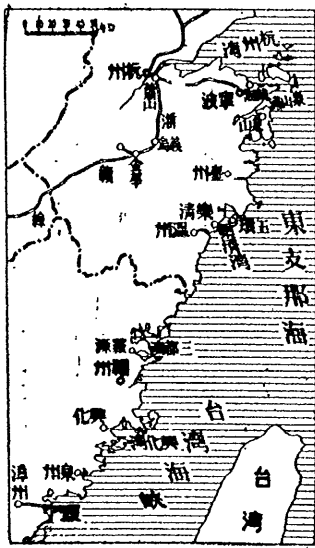
- 一、寧波、鎮海を中心とする杭州灣、象山浦海面
- 二、浙江省南部の温州港、樂清灣を含む海面
- 三、福建省福州港及びその附近の海面
- 四、福州北方の三都澳、羅源灣を含む海面

第一、以上四港灣に第三國船舶を含む一切の船舶の入港を禁止
すること

第二、右禁止に従はず入港し、又は入港せんとするものに對し
ては抑留すること

第三、四港灣に出入する人員及び船舶の裝束することあるべき一切
の損害に對し我が方は責任を負はざること

であつて、これを従來の航行遮断宣言に比較すると、宣



言された港灣に第三國船舶を含む一切の船舶に對して入港
を禁止した點に特色があるのである。

今次事變に於て、我が海軍が支那沿岸の航行遮断を實施し
たのは、事變勃發後間もない昭和十二年八月二十五日から
揚子江以南六百五十哩の海面に互に行はれたのが最初の

ので、更に同年九月五日よりこの區域を全支沿岸の二千九
百五十哩に及ぼした。この航行遮断を受けたのは支那に籍
を有する公私の全船舶で、第三國國籍船舶の交通遮断を實
施したのではなく、従つて航行遮断後幾許もなくして支那
商船約七百隻はその影を全くひそめ、ジャンクの交通も漸
次杜絶することとなり、支那に於ける對外貿易は頓に減少
し、戰用材料、衣服糧食など國民生活必需品及び工業材
料の缺乏より物價は著しく騰貴し、一方土産品はそのほ
け口を失ひ、支那民衆の生活はいよゝゝ困窮に迫ひ込まれ
たのである。

我が航行遮断に對し重慶側は窮餘の一策として、非合
法的に支那船舶の國籍を第三國に轉籍させ、或ひは援將第
三國の船舶を利用する等の手段をとるに至り、また揚子江
以南の支那沿岸線が複雑を極め、多數の港灣、島嶼が存
在し、我が監視艦艇の眼が充分に届かないのを利用し、
ジャンク、小型舟艇等により、第三國船と連絡し、或ひは
監視の際間をくり、我が占領地域外港灣より抗戦に必要
なる物資輸入獲得に狂奔したのである。

かかる敵の手段を完封するため、我が海軍は更に封鎖
の強化を斷行することとなり、昨十四年六月より十月にか
け、温州、福州、泉州、三都澳等中南支沿岸六十キロに及
ぶ主要港灣に對し、水中障害物を設置し、一切の船舶
航行を不可能ならしめる閉塞作戦を實施した。この結果抗
戰物資に飢えた敵側ジャンク、小舟艇は勿論、第三國船舶
もまた、航行遮断が法理的に第三國船舶に何等効果なき點を
楯に、我が監視をくり閉塞線の突破を試みて來たので
ある。

この情勢は敵が抗戰物資に飢えれば飢えるほど盛んとな
り、我が監視艦艇を憫まし、眼にあまる第三國船の援將行
爲はしばしばくり返へされるに至つたのである。

一例として最近に於ける温州方面の状況を見ると、我が
監視艇の臨檢せる第三國船は、四月に十五隻、五月、六月
各二十五隻に達し、そのうち同一船で三回以上入港を企
てたものが八隻に上つてゐる。多數のものは監視艇の指示
に服従してゐるが、中には我が監視艦艇の指示に服従し、
入港を斷念して引返すが如く装ひながら、なほも潜入を企

て、四回目に漸くその目的を達した事實もあつたのである。

かくの如き状況で第三國船の跳梁を見逃して置くことは、蔣政権の抗戦力に對する輸血を意味し、既に西南ルートの遮断を見んとする現狀に於て、到底このまゝ放置するを許されないで、前述の如く七月十五日、浙江、福建兩省に於ける最も重要な四つの接濟補給港に對し一切の船舶の入港を禁止することとなつたのである。この四港灣中最大な輸送路は寧波、温州の兩港で、その貿易統計は次の如く發異的躍進を示してをり、特に寧波は最近に於ては上海に次ぐ重要な貿易港となつてゐるのである。

年	入		出	
	トリス	トリス	トリス	トリス
一九三五年	二四〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
一九三六年	二五〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
一月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
二月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
三月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
四月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
五月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
六月	二二,〇〇〇	一八,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一六,〇〇〇

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月
一九三五年	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
一九三六年	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇

海軍部隊の作戦が鎮海方面に開始されるや、港内から周章狼狽して飛び出した第三國船が九隻の多數に達し、また温州港内から脱出したものが五隻に上つた實狀を見て、寧波、温州が如何に重要な補給港であり、これ等の港灣から物資を輸送する浙贛補給路が重慶政権に大事なものであつたかを如實に證明してゐる。

元來浙江、福建兩省沿岸の多數港灣から入る物資は、毛細管の如き水路や、道路を通じて浙贛沿線に流れ、鐵道やトラックで搬送され、湖南省を経て四川省内に達し、その集積された浙贛補給路の補給力は多大の量に達し、蔣政権の抗戦力を培養してゐたことは見逃がすことの出来ないもので、殊に寧波、温州の徹底的遮断は早くからその必要を痛感してゐた所である。

海軍部隊は今回の宣言に基づき七月十六日早朝杭州灣方面に電撃的新作戦を開始し、我が艦艇は鎮海前面に進出、附近砲臺と猛烈な砲戦を交へ、航空部隊もまたこれに策應、反覆猛爆を浴びせ、文字通り壯烈なる立體戦を展開、敵砲臺に多大の損害を與へたのであるが、敵の戦意なほ侮り難きものあるを思はしめた。

陸戦隊の活動

一方陸戦隊は、艦艇、航空隊協力の下に鎮海前面の七里礁、黃奔山、大渡、小游等の島嶼を逐次奇襲占領し、鎮海入口の重要な據點を制壓した。

十七日早朝、我が勇敢なる陸戦隊は艦艇掩護の下に、鎮海東北約十キロの算山頭と稱する突角の東側海岸に敵前上陸を敢行、熾烈な敵の抵抗を排除しつゝ、軍靴も焦げる猛暑の戦線を西へ向つて快速進撃を続け、航空部隊もまた終日敵陣地、密集部隊等に反覆爆撃、銃撃を浴びせて陸戦隊の進撃に協力した。十八日早朝陸戦隊は甬江の敵前渡河作戦を敢行、敵を蹴散らしつゝ、鎮海縣城に堂々突入したのである。

砲臺爆破

鎮海港内にあつて抗戦物資を補給してゐた第三國商船は、戰鬪の猛烈なのに驚き、十七日朝、周章狼狽、續々港外に逃げ出して來たのであるが、その數九隻の多きに達し、その國籍は英船三、獨船三、米、葡、諸各一といふ狀況であつた。

一方、海岸に構築された多數の砲臺を始めとして、多數の敵軍事施設を再び使用出来ぬまでに、爆破その他の方法で處分したのである。

事變勃發以來我が作戦の進捗に伴ひ、寧波ルートは漸次その重要性を増し、彼の杭州灣上陸の際にも、敵は寧波方面に對する我が上陸を懸念し防備を強化したとの説もあり、殊に最近はこのルートの重要性がいよゝ増大するに至つたので、鎮海附近の防備は甚だ嚴重を極めたのである。即ち海岸には宏遠、威遠砲臺を始めとし大小十數箇の砲臺があり、その備砲も廿一種の巨砲七門を始め、十八種、十六種、十二種など大中小口径砲合計十九門を算し、海岸線に

は最新式外國製の發電、無電裝置を有する一五〇種探照燈二基を裝備し、また塹壕、鐵條網に至る所に張りめぐらし、堅固なトーチカ陣地も隨所に構築されてあつた。しかしながら、勇猛果敢な我が海軍の精銳が陸海空よりする攻撃は、それらのものに潰滅的損害を與へ、作戰開始以來僅か五日間に於て、完全に鎮海一帯の軍事施設をことごとく破壊し、敵軍に大損害を與へたのである。

かくして鎮海作戰の目的を果した奇襲海軍部隊は、七月二十日朝、敗敵を追つて活動中の陸戰隊を一先づ撤收、海上から警戒監視を加へ、その後しばらく砲臺、陣地の再構築に奮動する敗敵を發見する毎に、航空部隊と協力して猛撃を浴びせ、その都度潰滅敗走させてゐるのである。

一方一部の海軍部隊は同月十七日福州南方興化灣を急襲、こゝにも熾烈な敵の抵抗を排除しつゝ、數倍の敵を撃破し、灣内深く突入、舟艇群その他の障害物を興化河口に沈め、一切の船舶の出入を不可能ならしめて援將補給路を遮断し、更に二十一日福州東北約八十キロの三都澳に對しても艦艇、飛行機及び陸戰隊よりなる海軍の精銳部隊が急襲

し、果敢な敵前上陸を決行、艦艇、地上、荒鷲の三者渾然一體の壯烈な立體戰を展開し、所在の敵を忽ち潰走させ、その軍事施設、輸送機關を撃破し多大の戦果を收めた。

仙尾媽宮作戰

一方七月二十六日以来泉州、興化灣、三都方面に出動し朝に一港を尻り、夕に一灣を手中に收め、南支沿岸の要衝を續々と制壓した我が封鎖艦隊は、二十七日香港、汕頭間の敵物資集散地たる汕尾及び媽宮を急襲して、一齊に砲門を開き、釣瓶撃ちに巨弾を浴びせ、間髪を入れず陸戰隊が猛攻したため、敵は全く戰意を喪失して浮足立ち、狼狽する間に我が陸戰隊は、汕尾、媽宮海岸に上陸猛進し、飛行機掩護の下に收走する敵を追撃しつゝ、ひた押しに急襲、廣東省東部の援將物資輸送路を完全に遮断し、こゝに汕尾、媽宮を我が勢力下に確保したのである。

温州作戰

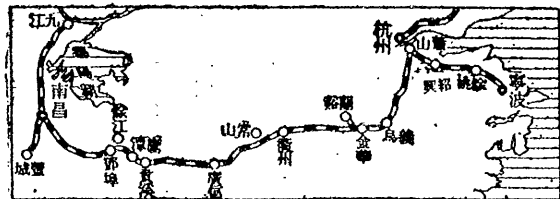
以上鎮海、三都澳、福州、興化等の重要補給港灣に疾

風迅雷の急襲攻撃を加へ、敵軍事施設の破壊は固より、輸送機關の遮断を敢行してきた海軍封鎖艦隊の一部精銳は、八月五日早朝に行動を開始し、温州港入口沙頭水道北方の要衝、崎頭、黃華村附近の軍事施設に砲撃を加へ、狼狽の敵を席巻し、附近一帯を交通する軍需品輸送の大型ジャンクを多數掃蕩したが、更に六日、七日には敵軍事據點温州角、池潭村、坎門、玉環縣城に猛攻を浴びせ、一部は浙江沿岸の封鎖を徹底化するため温州灣、三門、松門に對して七日朝來嚴重な監視を加へることとなつた。

かくて今や浙江、福建兩省沿岸は第三國船の重要港灣に入する影を見なくなり、大いに封鎖の効果を擧げつゝある。然後國民は、事變當初以來長期に亘り、興し幾轉變の廣漠たる支那大陸と、盛衰幾千年の夢を認める濁つた海を眺め、慰安もなく、重大な任務に従事してゐる我が海軍將兵が多數あることを斷じて忘れてはならない。

航空部隊の活躍

海軍航空部隊は、以上の封鎖強化作戰に策應して、浙贛沿



奥地爆撃

線の軍需品、貯藏施設、輸送機關に連日猛烈なる爆撃を加へ、海の猛鷲の實力を遺憾なく發揮してゐる。即ち廣潭、貴溪、餘江、鄧埠、豐城、金華、義烏等各地に於ける倉庫群、トラック群、ジャンク群、貨物列車等は勿論、山間松林内に隠散せられた敵の軍需品、石油ドラム罐までも捜し出して頭つぶしに爆破炎上せしめつゝあり、浙贛補給ルートは最早や、その命脈を保ち難き状態に陥つてゐるものと想像せられるのである。

敵の抗戰首都重慶に對しては既に昭和十三年二月十八日我が海軍航空部隊が初空襲を行ひ、爾來數十回に亘り攻撃を繼續して來たのであるが、本年に入つては去る四月二十

五日を第一回として、七月末日までに二十四回の連続大爆撃を敢行してゐる。本攻撃の目的とするところは、敵空軍の撃滅及び軍事施設の潰滅による敵抗戦能力を破壊するにあるのは勿論であるが、本年に入つてからの攻撃は、従来と比較にならぬ大兵力を以て行はれてゐる點と、従来、夜間、薄暮、黎明の攻撃が多かつたが、本年は白晝堂々の強襲を主としてゐる點とを特徴としてゐる。

即ち、大軍大編隊を以て敵を壓倒し、或ひは連続間断なき急襲によつて敵に應接の迫りも與へず、以て敵の心膽を寒からしめてゐる。

去る五月十八日以来七月末日までの、四川省奥地攻撃で敵空軍に與へた損害は、確實なもののみで地上爆破五六、撃墜六六合計一二三機に上り、敵は我が荒鷲の目を掠めて退避してゐた飛行機を重慶に集結し、防禦に狂奔してゐるが、我が空爆が回を重ねる毎にその機数を減じ、戦意も失ひ、今や積極的に反撃して来る勇氣もない状態となつてゐる。我が運爆が如何に猛烈を極めてゐるかは、上海で發行の外字新聞、華字新聞が掲載してゐる重慶からの電報がこれを示してをり、その概要を記してみると次の通りである。

一〇八機が三隊に分れて飛來した、各國大使館等の建物は壁や窓が多少の被害を受けたが外人の負傷者は一人もなく、日本空軍の爆撃は、市政府、空軍本部等の政府重要官衙に對して行はれたが、これ等の機關は二三ヶ月前に移轉してある」と書き立ててゐる。

又二十七日に復旦大學が、三十日には重慶大學が爆破された、過去四日間に大學二、新聞社三、中學校一、孤兒院、輕工場各一が破壊された」と報道してゐる。

六月に入つてからのこれ等新聞報道は、ソ聯大使館やアメリカ教會が爆撃された事を大々的に報じてゐるが、軍事施設の被害は依然として、ひたかくしにしてゐる。そして一般民衆の被害を誇大に報ずる傾向を増し、六月十三日には「重慶市内四ヶ所から大火災を生じ死者極めて多數に上るとしてゐる。」

六月十七日には「日本空軍四十回に互り重慶を爆撃し、三千の住家爆撃さる」、七月九日には「日軍百二十機が民家一千を爆撃す」と云ふやうな報道を行つてゐる。

この間、重慶から出るデマ宣傳の種を拾つてみると、七月四日には「日本空軍大編隊は四日又も重慶を空襲し、勇

五月十九日には重慶市民は地下防空室で夜を明かし、二十日には午後八時から六時間に互り空襲警報が發せられたと報じてゐる。我が空爆の事實被害等も、次第に大きく紙上に取扱はれ、二十六日は「日本空軍爆撃一三六機が重慶を大爆撃し損害甚大」と報じ、損害に關しては新聞社、學校、住宅が破壊され、市民が二百名以上も死んだと傳へてゐるが、一向軍事施設の損害等には觸れず、例によつて列國の同情を引くやうな宣傳をしてゐる。

二十七日の空襲は昨年五月以來の猛烈なものであつたが、これに關しては死傷五〇名に上り、住宅地帯を全く廢墟としたが、外人の負傷者はなく、その所有物も難を免れたと報じてゐる。これも甚だしい矛盾であつて、この報道によると、外人は住宅地帯に居住してゐないといふ、不可思議な現象を示すことになるのである。

超えて二十八日には「重慶空襲され市民一千名死傷、本年度に於て最も悲惨なもの」と大々的に取扱ひ、「重慶市の心臟部人口稠密の場所が一塊の廢墟と化し、限らない流れの如く重慶上空を日本飛行機が飛び、一彈又一彈と爆弾が投下され、空襲警報は五時間も續いた、この日の空襲部隊は

敢な中國空軍は直ちに應戦壯烈な空中戦を交へたが中國空軍の戦果は調査中」と發表されてゐるが、敵空軍がどの程度の戦果を収めたのか、その詳細は遂に發表されてゐない。九日重慶發の電報によると、「日本空軍は又も重慶を空襲し、國立中央大學、省立重慶大學を盲爆し兩校内に二百餘の巨弾を投下し、人夫二名が惨死した」とあるが、兩大學の構内に二百に餘る巨弾を投下する愚は常識を以てしても考へられぬことで、人夫二名が惨死したに至つては餘りにも馬鹿げたデマ宣傳と思はれるのである。

その他「重慶の物資は頗る豊富で、物價は決して騰貴してゐないし、市民は平靜である」と宣傳してゐるが、その反面に於て、「市民の香港移住が續々行はれてゐる」と堂々書き立てる抗日紙の愚は、むしろ哀れむべきものがある。

かくの如き事變當初からの常套手段を用ひて援蔭各國の同情を求め、その干渉を誘致せんとしてゐるが、我が方が得てゐる確實な情報によると、敵の高角砲陣地や軍需品倉庫、彈藥庫、被服庫が全潰し、軍用鐵工場、放送施設等にも、大きな損害を與へて居り、重慶から脱出して來たものの言によるも、その被害が如何に大なるかは寧ろ我々

の想像にも及ばぬ状況である。かくて窮餘の敵は國際的紛糾を惹起せしめ、我が爆撃を免れんとして第三國の權益を利用又は接近し、軍事施設を構築してゐる等の事實が明白となつたので、現地海陸軍當局は六月十九日第三國人に對し避難勧告の聲明を發することとなつたのである。

その他の作戦

以上の外一般作戦状況を略述すれば、先づ重要なのは揚子江流域に於ける作戦である。揚子江が支那大陸の大動脈として、軍事上は勿論、政治、經濟、文化等あらゆる方面から見て、支那の生命を制するものであることは今更言ふまでもないであらう。従つて支那方面艦隊は多數の艦艇その他の部隊を揚子江流域に配し、以てその大動脈を我が支配下に管制しつゝあるのである。即ち多數の江上艦艇は猛暑を冒し、寧日なく東西奔走、隨所に陸戰隊の揚陸や艦砲射撃を以て、今なほ抗戰の迷夢に蠢動し、残敵を討伐し、また浮流機雷の處分に從事してをり、機雷處分数は六月中二五七箇、七月中九一箇の多きに達してゐる。

南支方面

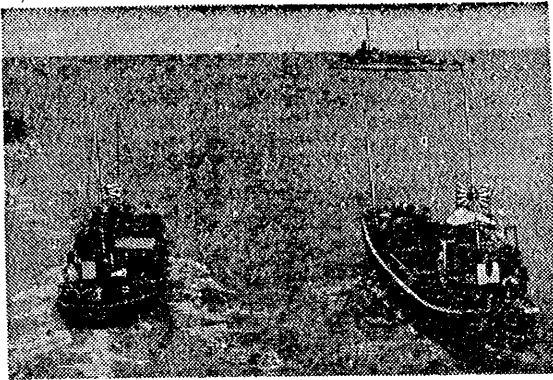
七月中に於ける海南島部隊の交戦回数四十四回に上り、七月七日は事變勃發を記念して反撃を計畫したのか、同島北部和合市附近に敵遊撃隊三百が、チェッコ機銃多數を持つて現はれ、三時間餘に互り頑強に交戦したのであるが、我が猛攻に多大の損害を受け潰走するに至つた外、全島山岳地帯に逃避せる敵に對し、銃身も溶ける酷熱の戦線に掃蕩戦を展開し、不休の活動を續けてゐる。

海南島討伐戦七月中の戦果は敵遺棄死體三二二、捕虜二九、兩獲銃器四九、手榴彈三八、彈藥二〇〇〇、舟艇六〇等で我方は戦死八名である。

北支方面

北支方面に於ては主として航行遮断及び沿岸要地の殘敵掃蕩、治安維持に従事し、七月中に於ける臨檢ジャンク數實に五千百六十三隻の多きに達し、内違反船三十六隻を發見し、それぐ適切なる處理を行つてゐる。

かくて揚子江航行の安全を確保し、以て支那大陸奥地に行動する陸海軍大部隊の兵站線を維持し、その作戦行動を可能ならしめてゐる。また航空部隊は、揚子江流域、奥地の敵據點、青陽、太平、潜山、彭澤南方等に對し、しばしば爆撃を反覆し、森の温床を覆滅すると共に、さきに占



領した宜昌方面に於ける陸軍部隊の作戦に對しても、息つく間もなき空中攻撃を以て協力し、七月上旬十日間に於ける飛行延機數は百五六十機に達してゐる。

既に周知の如く、帝國の外交的措置により佛印ビルマ等のいはゆる西南ルートに於ける援務物資の輸送は中断せられたのであるが、今度實施された浙江、福建兩省からの補給路遮断作戦は、西南ルートの中斷と相俟つて、重慶政権に對し、單に抗戰物資の補給に困難を來さしめ、物質的に重大な打撃を與へたのみでなく、對外依存を唯一の頼みとして今日なほ對日抗戰を叫んでゐる彼等に甚大な精神的打撃を與へるものと想察されるのである。

むすび

これを要するに我が海軍は、海上から行ふ封鎖作戦強化と、遠く敵心臓部に擬する連續爆撃作戦の二本槍を以て抗日政權潰滅に鋭意邁進してゐる。

支那方面艦隊は將政權の迷夢が醒めざる限り、如何に長期に互るとも一步も退かざる確乎不動の態勢を整へ、一路戰爭目的達成に向ひ、ますます作戦を強化するものであることを附言して、銃後國民各位一層の奮闘を祈つてやまぬのである。

農業水利臨時調整令の解説

農 林 省

事變の長期化に伴つて、食糧農産物の生産を確保することはますますその必要を増してきた。

いふまでもなく我が國の農業は灌漑農耕を主とし、國民食糧の大宗たる米穀の生産は水利の關係を度外視してはその生産の確保を期待し得ない。然るに我が國に於ける農業水利關係は各地方の特殊の事情によつて沿革的に生成したものが非常に多いため、その内容は實に千差萬別であるばかりでなく、極めて不明瞭なものが多いのである。そしてこれ等慣行に基づく農業水利關係である、その他のものとを問はず、これを農業水利經濟上の見地から見ると、甚だ不合理と思はれるものも相當存在してゐる實情である。従つて一たび昨年やうに早

魃に際會すると、用水をめぐる紛争を誘發し、農村の平和を害する結果を生ずるばかりでなく、戦時下食糧農産物の生産の確保に大なる支障を招く虞れがある。

この際、食糧生産の確保について萬全を期するため、農業水利の調整を行つて有効適切に農業用水の利用を圖る必要を認め、國家總動員法第八條の規定に基づき、勅令第五百十六號農業水利臨時調整令が制定公布され、八月十日から内地に施行されることとなつたのである。本勅令は早魃時等に際し臨時應急の措置によつて農業用水の利用を調整せんとするものであるから、農業用水に關する權利の實體とか、慣行を變更するものではない。次に本勅令の内容を説明することとする。

農業水利調整地域

(イ) 農業水利調整地域の設定

地方長官は、農業水利の調整を爲す必要があると認めるとき、又は關係ある市町村長、水利組合の管理者(北海道に於ては用水又は排水を施設維持する北海道土功組合の組合長)、灌漑排水に關する事業を行ふ耕地整理組合の組合長等の申請があつたときは、一定の區域を指定して農業水利調整地域といふものを設定することが出来る(第二條第一項、同條第二項施行規則第一條)。而して關係ある市町村長、水利組合の管理者等が、農業水利調整地域の設定の申請を爲さうとする場合には、豫じめその申請せんとする地域の市町村長、水利組合の管理者(北海道に於ては北海道土功組合の組合長)、耕地整理組合の組合長等、調整管理者たるべき者の意見をきくことを要し(施行規則第二條第一項)、その申請書には申請の事由、申請の區域及び調整管理者たるべき者の意見を記載した書類を添附することを要する(施行規則第二條第二項)。

地方長官が農業水利調整地域を設定したときは、設定の年月日、調整地域の名稱及び區域を公示し、關係ある市町村の市町村長をして、市役所又は町村役場の揭示場に揭示せしめる(第二條第三項施行規則第三條、第二十三條)。

(ロ) 農業水利調整地域の取消

本令に基づく農業水利調整は、たとへ一時的とはいへ、農業水利に關する權利又は慣行を制限し、農業用水の使用を規整せんとするものであるから、その必要がない場合には速かにその状態を元の状態に戻すことが望ましい。即ち、必要ありとして農業水利調整地域を設定したが、天候の變化によつてその必要がなくなつたやうな場合には、地方長官は農業水利調整地域の設定處分を取消することが出来ることとした(第十條第一項)。また農業水利調整計畫實施中に於て實施の必要がなくなつた場合にも、地方長官はその調整計畫の廢止を命じ得る(第十條第一項)。而して調整計畫を廢止したとき又は調整計畫の實施期間が終了したときは、農業水利調整地域は取消の處分を俟たず當然に取消されるものとした(第十條第二項)。地方長

官が調整地域設定の取消又は調整計画の廃止を命じたときは、取消又は廃止を命じた年月日を公示し、関係ある市町村の市町村長をして、市役所又は町村役場の掲示場に掲示せしめる（第十條第三項・施行規則第十四條第二十三條）。

調整管理者及び總代

(イ) 調整管理者

農業水利調整地域設定の公示があつたならば、その地域内の市町村の市町村長、水利組合の管理者（北海道に於ては用水又は排水を施設維持する北海道土功組合の組合長）及び灌漑排水に関する事業を行ふ耕地整理組合の組合長は、當然にその地域内の調整管理者となるのである（第三條第一項・施行規則第一條）。これを法定調整管理者と稱することが出来る。然しながら或る場合には、法定調整管理者のみによつては、地域内の農業水利調整計画を定め、その實施を円滑に行ふことが困難であると認められる場合もあり、また一層圓滑な計畫の實施を爲すためには或る特定の者を調整管理員に加へることが必要と認

められる場合もあり得る。そこで、かやうな場合には地方長官は、法定調整管理者以外の者で、適當と認められる者を調整管理者に指定し得ることとした（第三條第二項）。これを指定調整管理者と稱しておく。例へば、法人格を有しない用水組合の代表者又は地元の有力者を調整管理者に指定するが如きである。

調整管理者は事務所を設け、事務所の所在地及び調整管理者（總代あるときは總代及び調整管理者の住所氏名を）地方長官に届出（施行規則第五條第一項）、農業水利調整計畫書、農業水利調整に要する費用の收支豫算並びに費用の分擔及び取立の方法を記載した書類、會計に関する細則、相互報償に関する書類、その他農業水利調整に関する書類及び帳簿を事務所に備へておく義務がある（施行規則第二十二條）。

調整管理者の職務として最も重要なものは、以下に述べる調整計畫を定め（第四條第一項）、その實施に関する事項を管理することであつて（第五條）、これに附随して農業水利調整に要する費用の收支豫算書並びに費用の分擔

や取立の方法を定め（第十一條・施行規則第十五條）、その費用を取立て支拂ひ（第十二條・施行規則第十六條）、費用の會計に関する細則を定め（第十一條・施行規則第十七條）、費用の收支決算書を作成し（第十一條・施行規則第十八條）、相互報償に関する原案を作成する（第十二條第一項・施行規則第十九條）こと等である。

調整管理者が一人の場合には問題はないのであるが、二人以上ある場合には如何にして職務を執行するかが問題となる。この場合は調整管理者がその方法を定め、その定めたところに従つて爲すのであつて、その方法を定めたときはこれを地方長官に届出ることを要する（施行規則第六條）。

(ロ) 總代

上述の如く、調整管理者が農業水利調整計畫の決定、實施等を行ふのが原則であるが、調整管理者が多人數ある場合などは、却つて事務の圓滑な遂行を爲し得ないやうな場合がないとは限らない。そこでさういふときは、地方長官の定めたところによつて一人又は數人の總代を互選

する途を設けてゐる（第三條第三項・施行規則第四條）。地方長官は一般命令で「調整管理者何人以上あるときは何人の總代を選任すべきことを定めることもあらうし、農業水利調整地域設定と同時に「當該地域に於ては總代何人を選任すべし」といふやうな處分命令を爲すこともあるであらう。

總代を選任すべき場合に總代を選任しないか、又は選任することが出来ないやうな場合には、地方長官は、法定調整管理者及び指定調整管理者の中から總代を指定することが出来ることにした。農業水利調整計畫の實施は急速なることを要し、徒らに日を空しくすることは出来なからである。そして法定調整管理者の中から總代を指定する場合には、農業水利調整計畫の實施を圓滑ならしめるため、利害を共通にする區域から一人づつを指定するやうな方法によるのである（第三條第四項）。

總代が選任された場合には、上述した調整管理者の職務は總代が行ふのである（第四條第一項・同條第三項・施行規則第五條第六條第七條第一項・同條第二項・第八條第九條第十

五條乃至第十九條第二十條第二項・同條第三項・第二十一條第二十二條。但し農業水利調整計畫の實施に關する事項の管理は、たとへ總代ある場合でも調整管理者が行ふ（第五條第九條）。農業水利調整計畫の實施の管理は、いづれの事情をよく知つてゐる者が行ふことが、調整を円滑にする所以であるからである。

農業水利調整計畫

(イ) 農業水利調整計畫の決定

農業水利調整地域の設定、調整管理者又は總代の決定等は農業水利調整計畫の決定、實施の手續であつて、本令の眼目は實に農業水利調整計畫の決定、實施に在る。即ち調整管理者（總代あるときは總代）は遅滞なく、農業用水の分配、その他農業用水の使用に關し必要な農業水利調整計畫を定めて、地方長官の認可を受けることを要する（第四條第一項）。認可を受けた調整計畫に基づいて調整管理者は實施を管理し、農業用水の使用を調整するのである。而して調整管理者（總代あるときは總代）は遅滞なく調整計畫書

を作成することを要し（第四條第一項・施行規則第七條第二項）、調整計畫書には農業水利調整地域の名稱、事務所所在地、農業水利調整地域の區域、農業水利調整を必要とする事由、農業水利調整の方法、農業水利調整計畫の實施期間、調整管理者及び總代の職務権限、農業水利調整計畫を明瞭ならしめる圖面及びその他必要な事項を記載することを要する（施行規則第七條第三項）。總代が調整計畫書を作成する場合には他の調整管理者の意見をきくことを要する（施行規則第七條第二項）。調整計畫書は調整の基本を爲す重要なものであるからである。

(ロ) 農業水利調整計畫の認可

農業水利調整計畫は、上述の如く調整計畫書を作成し、それについて地方長官の認可を受けて初めて實施されることとなるのである（第四條第一項）。認可を申請せんとするときは、申請書に農業水利調整計畫書及び相互報償に關する見込を記載した書類を添附することを要し（施行規則第八條第一項）。總代が申請を爲す場合には、他の調整管理者の意見を記載した書類、若し意見をきくこと

が出来ないやうな場合は、その事由を記載した書類を添附することを要する（施行規則第八條第二項）。而して認可に際して地方長官必要と認むるときは、更正して認可することが出来る（第四條第二項）。地方長官が認可をした場合には、認可の年月日及び農業水利調整計畫の要領を公示することを要する（第四條第四項・施行規則第十條第十三條）。

以上述べたところは、農業水利調整計畫を変更する場合も同様である（第四條第一項・第八條第一項・施行規則第九條）。

(ハ) 地方長官に依る農業水利調整計畫の決定

調整管理者又は總代が、農業水利調整計畫を定めぬか、又は定めることが出来ないやうな場合には、地方長官は調整管理者に代つて決定することが出来ることとし、農業水利調整に關係を來さないやうな措置を講じ得ることとした（第四條第三項）。この場合に於ても、調整計畫を認可した場合と同様、處分の年月日と決定した農業水利調整計畫の要領を公示する（第四條第四項・施行規則第十

條第二十三條。

(ニ) 農業水利調整計畫の實施

農業水利調整計畫の内容は農業水利調整計畫書に詳細に定められるわけである。例へば「挿秧期に於ては、六月十日現在に於て何々川の水位が何々堰量水標何尺何寸以下（最大堰水位）なるときは、植付區分表の第一種植付田のみに植付を制限し、六月三十日迄に第一種植付田の植付を完了する。そして右植付期間中、何々川の河水は各用水組合の第一種植付田反別割に配分する。若し前記植付豫定期間中及びその後降雨又は河水の増加により用水に餘裕を生じたときは、各組合につき植付區分表に基づき第二種植付田より順次植付追加面積を定める。而して灌漑期に於ては七月一日現在に於て何々川の水位が何々堰の量水標何尺何寸以下にして、各用水組合に對する反別割配水が五分水に依るも水先が植付田の流末に及ばないときは、別表に基づき上流組合より順次取入設備による最大量の取水を爲さしめる。但し取水時間内と雖も水先が流末に及んだときは直ちに取入れを停止する」と

云ふやうに、農業水利調整の方法を農業水利調整計画書に定めるのであつて、農業水利調整計画書に定めた一定の実施期間中は、農業水利調整地域内に於て農業用水に關し權利を有する者であると、農業用水の使用を爲す者であるを問はず、その方法によつて用水を使用することゝ要するのである。これに反してその權利を行使し又は用水を使用した場合には、國家總動員法所定の罰則により處罰される（國家總動員法第三十三條第二號、第三十五條、第四十八條）。

調整管理者は、農業水利調整計画書の定めるところによつて農業水利調整計画の實施に關する事項を管理するのである（第五條・施行規則第十一條）。例へば「何々川の取入堰の切落及びメ切並びに何種、何種の開閉は調整管理者中何某と何某共同してこれを行ひ、何々水組合に屬する幹線水路のメ切種門及び木幹線水路に於ける各支線水路の取入種門の開閉は何々區擔當調整管理者共同してこれを行ひ、何々堰用水組合の分水池に於ける第一分水路乃至第五分水路の取入種門の開閉及び各分水路

の堰止、切落及び各分水路よりする各支線非手への取入及びメ切は何々區擔當調整管理者共同してこれを行ひ、何々溜池の種の開閉及び各種付區への配水の操作は何々區擔當調整管理者たる何某これを行ふ」といふが如きである。而してかく定められたところに基づいて調整管理者が實施を管理するのであつて、農業水利調整地域内の農業用水に關し權利を有する者又は農業用水の使用を爲す者は、その管理を妨害する行為を爲し得ないのである。妨害をすると國家總動員法所定の罰則の適用がある（國家總動員法第三十三條第二號・第三十五條・第四十八條）。

農業水利施設の新設、變更、廢止等の制限、禁止

農業水利調整計画は農業水利調整地域内の現況を基礎として決定するのであるから、一旦農業水利調整計画を決定後認可前に、その現況を著しく變更するが如き施設の新設、變更、廢止又は行為が行はれることを許すならば、認可後いよく實施するときは、もはや計畫自身が實

情に添はないから、變更の認可申請を爲すことを要することになる。また農業水利調整計画實施中は、その計畫に従つて各關係者は用水の使用を爲すのであるが、農業水利調整計畫中に含まれてゐないものであつて、しかもその行為を爲すことによつて計畫の實施を著しく困難に陥れるやうなことがあつてはならない。そこで、地方長官が、農業水利調整のため必要と認めるときは、農業水利調整地域内の農業用水に關し權利を有し又は農業用水の使用を爲す者の爲す農業水利施設の新設、變更若しくは廢止又は農業水利に關する協定、その變更若しくは廢止その他の行為を制限又は禁止することが出来ることとした（第七條）。

緊急措置

元來農業水利調整は、急速の處置を必要とするものは、いふまでもないところである。従つて農業水利調整計畫の決定、認可等の手續も迅速に行はるべきである。而して一旦認可があつた計畫の實施中に、天候その他の事情

の變更によつて計畫そのものを變更する場合には、なほさへ急速なる處理を必要とする。然るに計畫變更の場合も原則としては調整管理者又は總代の變更申請を俟つて地方長官がこれを認可するといふ手續をとることになるのであるが、かゝる場合にはその暇なき場合があり得るであらう。そこで、さういふ場合は地方長官が變更すべき旨の命令を爲し得ること、又更に急迫の事態に在る場合には自ら計畫を變更することが出来ることとした（第八條第一項）。變更を命ぜられた調整管理者又は總代は、その命令に従つて變更申請の手續を踏むことを要するのは普通の場合と同様である。地方長官が變更處分を爲したときは、直ちに調整計畫變更の効果を生ずるから、その處分の年月日と内容を公示することを要する（第八條第三項・施行規則第十二條・第二十三條）。

農業水利調整地域が設定されると、上述の如く調整管理者といふ者が出来て、これ等の者が農業水利調整計畫といふものを定めて、地方長官の認可を受け、その認可を受けた計畫に基づいて調整地域内の農業水利の調整

が行はれることとなるのであるが、農業水利調整地域設定後、農業水利調整計画の認可に到るまで、又は調整計画に定めてある農業水利調整計画の実施期間の到来するまでの間に、農業水利調整を行ふ緊急の必要が生ずる場合等が豫想される。そこでこんな場合には地方長官は臨時的措置として調整管理者及び関係者に對して必要な命令を爲し得ることとした(第八條第一項)。この場合にはその命令の年月日とその要旨を公示する(施行規則第十二條第二十三條)。

農業水利調整に要する費用

農業水利の調整を爲すときは種々の費用を要するであらう。例へば一般事務費は勿論、調整のために要する設備又は工事の費用、調整管理者の管理のために必要な費用等である。これ等の費用は農業水利調整地域内の農業用水に關し權利を有し又は農業用水の使用を爲す者の負擔とした(第十一條)。而して費用の收支豫算や分擔、取立の方法は、調整管理者又は總代が定めて、地方長官の認

可を受けたところに依ることになるのである(施行規則第十五條第一項)。總代が爲す場合には他の調整管理者の意見をきくことを要する(施行規則第十五條第二項)。

上述の認可があつたときは、調整管理者又は總代はそれに従つて費用を取立て、その取立たものを支拂に充當する(施行規則第十六條)。なほこれに關しては會計に關する細則を定めて地方長官に届出ることを要する(施行規則第十七條)。また、農業水利調整計画の実施期間が終了したときは遅滞なく、農業水利調整に要した費用の收支決算書を作り地方長官に提出する(施行規則第十八條)。

相互報償

本令の所期するところは、限られた農業用水を出来るだけ有効適切に使用し、全體として増産を圖らうとするものであるが、これを個人的に見れば、農業用水に關して權利を有してゐる者も、一時的とは云へその權利の行使を制限されることとなり、農業用水に關する慣行も制限を受けることがあり得る。そして農業水利調整

によつて利益を得た者と、利益を失つた者とが生じ得る。この損益分配を出来るだけ公平ならしめようとしてゐるのが相互報償の制度である(第十二條)。即ち右の如き關係ある場合には、調整管理者又は總代は、相互報償に關する原案を作成し、當事者に對し一定の期限を指定して、その期限までに相互報償につき協議を爲すやうその原案を提示する(施行規則第十九條)。そしてその提示を受けた者はその原案に基づいて協議をするのである。若しその協議が圓滿に調つたならば、調整管理者又は總代は協議案を作成してこれを地方長官に提出し、若し不幸にして協議不調に終つたならばその願末書を、協議を爲し得ないやうなときはその事を書き具してその旨を地方長官に届出るのである(施行規則第二十條)。協議不調又は不能の場合には地方長官が裁定をするのであるが(第十二條第一項)、その場合には道府縣農地委員会(農地調整法第十五條)・同施行令第二十一條乃至第三十二條・同施行規則第十六條の議を経べく(第十二條第二項)、その裁定書には理由を附し、調整管理者又は總代に送付する(施行規則第二

十二條第一項)。送付を受けた調整管理者又は總代はその裁定書を當事者に提示することを要する(施行規則第二十一條第二項)。

訴願、行政訴訟の不許

本令又は本令に基づいて發する命令に規定した事項に關する行政廳の處分は、水利土木に關する事項であるから訴願事項又は行政訴訟事項に該當するものであるが(訴願法第一條・明治二十三年法律第六號行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件)、本令に於ては明文を以て特別の定めを爲し、訴願又は行政訴訟の提起を許さないこととした(第十七條)。本令に基づく農業水利調整は多數者の權利關係又は使用關係を規整せんとするものであるから、一部の者に對する關係は全體の者に影響を及ぼすこととなり、不服申立を許すことは全體の建前を崩すこととなる虞れがあること、本令に基づく處分は短期間内にその効果を完成するものであるから、訴願、訴訟を認めてもその實益がないからである。

貿易

新支那讀本

内閣情報部編

9

我が軍による重要地域の攻略と沿岸封鎖の強化は、支那貿易に一大轉換を繰りひろげつゝある。それは、抗戦支那の後退と新生支那の登場を契機として、新東亞建設の巨歩が、支那貿易の面に於て歩一歩と踏み固められつつあることを意味する。

しかしながら、戦争といふ特殊条件の渦中にある現在に於て、支那經濟の様相は甚だしく歪められ、國內物資の流通も完全に圓滑とは言へず、その貿易情勢も極めて變態的となつてゐることは蓋しやむを得ないところである。

新政府下、貿易の展望

あらう。歐米列強の前進基地たる租界の存在と、英米依存の法幣制度とが、これと交錯して、ますますその混乱と複雑化を加重しつゝあることは否めない。しかしながら、これ等の障礙は新秩序の生成に到達するまでの過渡的現象として、當然その現出を豫想されたところであり、目下日支兩國提携の下に着々克服せられつつある。

僅かに西北ルートを残して、海上からの援將ルート

を完全に絶たれてしまつた蔣政權が、西南地區に據つて、自給自足方策の樹立に最後の足掻きを見せてゐるに引きかへ、新政府下貿易の回復は相當目ざましいものがある。

元來上海、天津等の主要海港を中心とする物資の集中分散は、支那經濟の運営に於ける永年の歴史的事實であると同時に、經濟地理的條件より見ても、最も經濟自然の理に従ふものであり、この理に逆らふ蔣政權の奥地經濟建設の困難と、自然の理に従ふ新政府下貿易の發展は既に約束されたものといつても過言ではなからう。事變以來の新政府下貿易の趨勢を見ると、次表の通りである。

年次	輸入	輸出	合計
昭和十二年	五七九	四七七	一、〇五六
昭和十四年	一、一七九	八〇八	一、九八七
昭和十五年 (二月より)	八八五	七八二	一、六六七

その全支貿易に於て占める割合も、昭和十三年度に於て六割四分、昭和十五年度に於て八割四分、本年度に於

て八割七分と、飛躍的の進展を示しつゝある。かゝる顯著な躍進は、皇軍の驚異的進出による占領地域の擴大に負ふところが多いのは固よりであるが、支那經濟の急速な回復と、日支經濟合作に基づく經濟建設の進展とによることも否めない。

元來支那は慢性的入超國であつて、最近八十年の統計を見ても、出超を見たのは僅かに六ヶ年に過ぎない状態であるから、早急な改善はもとより困難であらう。しかしながら、治安の回復と經濟建設の促進により、その豊富な奥地資源を活用して、貿易の跛行性を是正することは刻下の喫緊事である。

事變下の新政府下貿易を通觀して、最も特徴的な事實は、日系通貨の出現である。日系通貨の出現は、敵性通貨法幣との間に、物資と外貨の獲得をめぐつて、全面的な經濟戦を展開しつゝあるのが現状である。支那經濟の日本依存度はこれを契機として急速に増嵩しつゝある。その概況を見ると左の通りである。

(單位 百萬元)

年次	輸入	對全支%	輸出	對全支%
昭和十二年	一五〇	一五・七	四八	一〇・〇
昭和十三年	二〇九	二二・五	一一六	一五・三
昭和十四年	三二三	三三・三	六六	六・五
昭和十五年	一九四	二四・六	四三	五・六

(二月—五月)

事變以來の本邦の對支貿易の躍進は、右に見るやうに極めて顯著なものがあつた。しかしながら、それは主として輸入の面に於て表はれ、輸出入の不均衡は、我が國の第三國貿易の維持進展と、國民生活の確保の點と睨み合せて相當の問題を提起したが、本年に入り具體的な對滿支貿易計畫が取りあげられ、物動計畫及び資金統制計畫と照應して、圓ブロックの經濟の健全な發達を企圖する對策が講ぜられつゝある。

北支の貿易事情

一昨年三月、北支に於ける貿易及び國內通貨として、圓元バーの原則の下に聯銀券の創設を見、こゝに北支經濟は圓ブロックの緊密な一翼として登場した。その後、に於ける輸出爲替集中制及び無爲替輸入許可制等の

實施、並びに我が國よりの物資供給の増大は、聯銀券の北支經濟に於ける地歩をいよ／＼確固たるものとし、東亞經濟の新秩序は先づ北支よりの態勢を示しつゝある。事變以來の北支貿易は飛躍的な發展を見せたが、その躍進は主として圓ブロック貿易の膨脹に起因し、第三國貿易は大なる進展を示してゐない。今北支六港の貿易概況を見ると次の通りである。

年次	輸入		輸出	
	對圓ブロック	對第三國	對圓ブロック	對第三國
昭和十二年	六〇	一五五	二一五	二二五
昭和十三年	一四五	一〇九	二五四	二〇〇
昭和十四年	八三	一二七	二〇〇	二〇〇

(單位 百萬元)

右の統計の外に相當巨額の海外搬出があるから、これのみを以て判定するのは危険であるが、輸出の不振と輸入の飛躍的增加は、事變後の北支貿易の特徴をなすに至

つてゐる。この北支貿易の特性は、北支自體の特異性に原因する點もあり、また開發資材の需要急増、昨年度の水旱害及び天津租界隔絶の影響等に基づくものである。

日本の對支輸出の膨脹はもとより歓迎すべきことであると同時に、日滿支一體の理想より見て、必然の要請でもあるが、單に無統制に輸出を行はしめ、個々の商社或ひは個人の私益のみに資することは極力これを抑制する必要がある、これがため内外地及び支那現地各機關提携して、統制的な輸出入を實施してゐる現狀である。

かくして日滿支貿易計畫の進展と第三國貿易管理の強化により、聯銀券を基調とする北支貿易體制の確立は着々その功を奏しつゝある。

中南支の貿易事情

新政權下の貿易港は、我が軍による占領地域の擴大に従ひ、漸次その数を増加し、既に二十港に達するが、昨年度中南支貿易總額十二億一千万元の中、上海貿易がその九割七分を占める状態であつて、廣東、汕頭等の南支主要貿易港も、漸次その機能を發揮し、上海貿易の復興

の如き、昨年度は既に事變前の水準を突破する趨勢を示してゐる。その事變後の動向を見ると次の通りである。

年次	輸入		輸出	
	對圓ブロック	對第三國	對圓ブロック	對第三國
昭和十二年	八〇	四二九	五〇九	二七二
昭和十三年	四六	二二六	二七二	二七二
昭和十四年	一〇二	四八九	五九一	五九一

(單位 百萬元)

右に見るやうに上海貿易の回復は極めて顯著であるが、事變が上海貿易の性格に著るしい變化を齎した點は看過し難い。従來の上海は大長江流域の特産物資の輸出港として、またこの大市場に對する物資供給地としての繁榮を誇つたものであつた。事變により一時大輸送路の破壊を來したが、その後、に於ける日支提携しての急速な經濟復興により、上海は主として我が占領地域物資と、上海工業製品及び同地域の消費品と工業原料品の、

輸出入港として再生することとなった。

一方事變は中支貿易に於ける對日關係をますます緊密化した。しかしながら、中支と北支との間には著しい相違があり、北支が我が方の完全なる統制下にあつて、その貿易額の大部分が我が國との貿易によつて占められてゐるのに比し、上海に於ては租界を過ぎる第三國より輸入品も相當の額を占めてゐるのである。しかしながら今次の歐洲情勢の變化により、上海の第三國貿易にも大きな變革を齎らしてゐる。

蔣政権下貿易品の増減

事變直前の支那貿易は、近年の最高記録を作る情勢を見せたが、この躍進は英米の支援による幣制改革の強行により、蔣政権による經濟建設がやうやく軌道に乗り始めたことを物語るのである。この經濟建設の表面的な成功は、蔣政権經濟の英米依存の態勢を強め、誤れる指導者に引きづられた支那五億の民衆を、塗炭の苦しみに叩きこむ有力な一原因となつたことは、餘りにも皮肉であつた。かくの如く元來外國に依存し來つた蔣政権

は、事變により、支那工業生産の大部分を占める、上海を中心とする、いはゆる揚子江下流三角地帯が、我が方の占據するところとなつたので、蔣政権としては抗戰繼續のための物資の大半を援蔣國家群よりの輸入に俟たなければならなくなつた。

従つて蔣政権としては物資の輸入に狂奔せざるを得なくなつたのである。即ち不急不要物資の輸入抑制、土産品の輸出促進、法幣の對外價值維持等につき、凡ゆる輸入能力の涵養、輸入確保の手段を講じたのであつた。皇軍の重要海港の占據或いは沿岸封鎖に悲鳴を擧げつゝも、援蔣國家群の支援を唯一の頼みに、鐵道、公路の建設改修、輸送用トラック、ガソリンの購入、クレジットの設定、特産、パーク協定等により、餘命を保つに汲々たるものがあつた。中國海關統計により事變以來の蔣政権下貿易の概勢を見ると次の通りである。(單位 百萬元)

年次	輸入	輸出	合計
昭和十二年 (八月一日起)	七三〇	五七一	一、三〇一
昭和十三年 (八月一日起)	二二三	二六六	四八九

右計	九五三	八三七	一、七九〇
昭和十三年	三一一	二八五	五九八
昭和十四年	一六三	二二一	三八四
昭和十五年 (一月一日起)	八七	一五四	二四一

右の中昭和十三年分は、上海喪失後、主として粵漢線により、廣東、九龍を経て行はれたものであり、昭和十四年度以降は、廣東の喪失により、佛印、ビルマ・ルート及び西南諸海進による分散的輸送路によるもので、我が方の占據地の擴大及び沿岸封鎖の強化により、漸減の一途を辿つてゐる。この中、大約三分の一は佛印ルート經由、他の三分の一は西南諸海進經由、残りは西北赤色ルートとビルマ・ルート經由であつて、武器輸入は西北ルート、ビルマ・ルート及び佛印ルートが多いとされてゐた。

しかるに最近の世界情勢の急展開によつて、その最も主要な輸血路である佛印からの物資輸送は、完全に杜絶することとなり、ビルマ・ルートも期限つきではあるが軍需品の輸送を禁絶し、これに加へて最近の我が軍による西南沿岸の封鎖強化は、これ等諸海進よりする物資の輸

送を、殆んど全く不可能な状態に追ひ込んでしまつた。かくして蔣政権の物資輸血路は、たゞ僅かに西北赤色ルート一本を残すのみとなり、自力なき歐米依存の抗戰策が、如何に惨いものかを如實に見せつけるに至つたのである。

「新體制」特輯號

告豫號次

「生活の新體制」座談會

- 一、「新政治體制」とは何か
啓明を中心に政治新體制の組織機構の全貌(豫定)
- 二、「生活の新體制」座談會
これからの國民生活はどうすべきか—政府で決定した「奢侈生活抑制方策」を中心に、内閣情報部、企業院、内務、大蔵、文部、逓信、鐵道、商工、厚生、各省、精勵本部の第一線の関係官が集つて、生活の新體制を解く。
これは「週報新體制」の第一弾である。六四頁増大號、定價五錢据置。九月四日發行



豪洲の近情

外務省情報部

日濠の公使交換

日濠間に公使交換を開始するといふことについては、かねてから兩國とも希望してゐたが、今般濠洲聯邦政府に於ては日濠親善關係増進の目的で、

我が國に公使を派遣することに決定し、去る一九三四年（昭和九年）に親善使節として我が國に來訪したこともあり、現在聯邦政府大審院長の要職にあるサー・ジョン・レーサムを初代公使に任命することとし、帝國政府のアグ

人口と住民、宗教

我が國と公使を交換することになつた濠洲聯邦は、ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、クィーンズランド、南濠洲、西濠洲、タスマニアの六州及び北濠洲直轄領、聯邦首府直轄領より成り、その廣さ二百九十七萬餘平方哩で我が國全土の十一倍餘、米

國に等しい廣汎な地域を擁してゐる。且つ、その他領域として、ニューギニア島の東南部と、ニュージールランド

その委任統治領に收め、赤道附近のナウル島も形式上は英國、濠洲、ニュージールランドの共同委任統治領として實權は濠洲が握つてゐる。

牧畜



そして濠洲内地の人口總數は今年漸く七百萬（一九三八年六月末現在六百八十九萬餘）に到達したものと推測され、一平方哩につき二人半にも相當せぬ稀薄さで、しかもシドニー、メルボルン、ブリスベーン、アデレード、パース、ホバートの六州首都にのみ、全人口の殆んど半數近くまでが集中されてをり、従つてこれら都會地を除いては一平方哩につき一人以下の現状にある。

の眞北にあるノーフォーク島とを領有し、舊獨領ニューギニア島東北部を

人種はその九割九分までが濠洲國籍を有してゐるが、英國以外の歐洲人で

歸化した者も可成り多く、英國系人民は全體の九割程度と見られてゐる。なほ、在留外人は去る一九三三年の調査によれば、イタリア人の一萬七千名が第一位で、支那人七千七百名、ギリシヤ人五千五百名、ドイツ人三千六百名、日本人二千一百名となつてゐるが、イタリア側の傳へる處によれば、イタリア系在濠人民は七萬と數へられてゐる。そして全人口の八割七分までがキリスト教徒と見なされ、その内目ぼしいものとしては英蘭教會派の四割四分（全人口の三割八分に相當す）及びカトリック教派の二割（全人口の一割八分）が挙げられる。濠洲に於ては、地方により、宗教の如何が雇傭の際の條件の一つとする商社もあり、店主の宗旨と異なる場合は採用されず、また、同一の

會社に従業してゐても、宗旨を異にするため互ひに口もきかない人々も未だにゐるとさへ傳へられてゐる程である。

濠洲聯邦の特異性

濠洲聯邦を成してゐる前述の六州は、初めそれ／＼別箇の英國殖民地として發達し、その獨立の州となつた時を見ても、ニュー・サウス・ウェールズは一七八八年、タスマニアは一八二五年、西濠洲は一八二九年、ヴィクトリアは一八五一年、南濠洲は一八五七年、クイーンズランドは一八五九年といふやうに、異なる歴史を持つてゐるため、各州の獨立性と相互の對立的感情は想像以上に根強いものがあり、聯邦結成に際し二天有力州たるニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州との間に、聯邦首府をシド

ニーにするかメルボルンにするか容易に纏まらず、結局兩州首都の中間距離に聯邦首府直轄領キャンベラを新設するに至つたことなどは、その間の事情を物語つたものである。また、州公營の鐵道は未だにその軌間を異にし、州境毎に乗換を餘儀なくされてゐることは餘りに有名である。

聯邦の成立まで

それよりさき、濠洲島は一七七〇年にクックがニュー・サウス・ウェールズに英國旗を掲揚して以來、一七八八年から一八四〇年までの流刑殖民地時代をすぎ、漸次自由植民者の天地となり、これに一八五一年の金鑛發見以來移民は急激に増加して、著るしい發達を遂げたが、各州はそれ／＼異なる法制、財政制度を有し、人口稀薄な州と稠密な

州との利害の對立及び自由貿易論者と保護貿易論者との對立が繰返へされてゐた。しかるに一八八〇年代となり、歐洲諸國、殊にドイツ帝國の目ざましい太平洋進出振りは濠洲殖民地各州に著るしい刺激を與へ、とりわけニューギニア争奪戦にドイツのために完全に敗北を喫してからは、延いては濠洲を自己體が第二のニューギニアとなるのではないかと、恐怖を抱くに至つた。

そのためには是非とも各州が、從來の分離獨立の状態を去り、統一的努力を結成し、共同して外敵に當らなければならぬとの念を深め、その後各州間に幾度かの折衝を重ね一八九一年に濠洲國民會議がシドニーに於て開かれ、一九〇〇年に至り聯邦制を規定する新憲法が採用され、英國議會を通じて一九〇一年（明治三十四年）一月、

濠洲聯邦は誕生したのである。

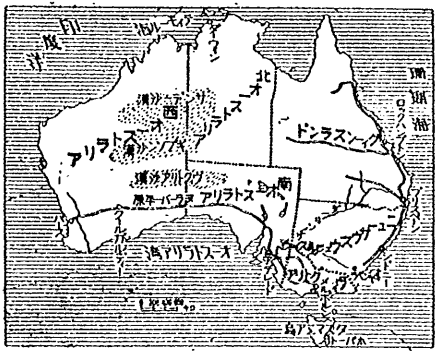
即ち、英國の殖民地であつた濠洲の各州は、かくしてカナダに遅れること三十四年にして自治領の地位を獲得し、上記の六州の他に當時南濠洲に屬してゐた北濠洲と現在聯邦政府の所在地キャンベラが、それより十年後の一九一一年に聯邦政府の直轄領となつた。

政治と政黨

濠洲聯邦の政治上の全權は英國女王にあり、その任命にかゝる總督がこれを施行するのであるが、實際は行政上一切の権限は責任内閣によつて代行されてゐるのである。

因みに、現今の濠洲政界は労働黨・聯合黨・地方黨の三派鼎立状態にあり、今次大戰の勃發に際しては第二黨の聯合黨單獨内閣がそれを迎へたので

あるが、去る三月十五日に至り殆んど一年振り再び、聯合地方兩黨の聯合内閣を組織し、それと前後して第一黨である在野の労働黨を包含する戦時内



閣の結成が試みられたが、それに對し労働黨側は大戦勃發以來、「民主主義國に於ては戦時にあつても反對黨の存在する必要がある」との見解を依然と

して固執し、今日に及んでゐる。

なほ、前記三政黨を概観すれば、第一黨の労働黨は従來濠洲人の濠洲を主張し、曾て英國女王と面識のない濠洲人總督を推戴したのも、この労働黨の施政時代のことで、また、國內労働者擁護の立場から極端に高率な關稅政策を是とし、大土地所有の打破・公共事業の國有・銀行の國有化等を政策としてゐる。聯合黨は、濠洲が英聯邦の一員たること、英聯邦内五連通商主義を奉じ、三政黨中で最も英帝國主義信奉の色彩が濃い一派と稱されてゐる。地方黨は、英國との關係は聯合黨に次ぐ程度を保つてゐるが、國內的には、同黨が農牧地方を代表する關係上、當然に地方分散を稱へ、且つ工業製品に對する輸入税の低下と共に、農牧生産品に對する輸出市場の擴大を絶えず

要望しつゝあり、聯邦政界に於ては萬年第三黨の域を脱しないが、農牧産業の重大なヴィクトリア州にあつては常に最有力な存在となつてゐる。現濠洲外相マッキューウェン氏及び海相兼商相カメロン氏等は、この地方黨に屬し、また、新任レーサム駐日公使も前述のやうな情勢にあるヴィクトリア州生え抜きの人である。

國內の産業

從來、日本に於ては一般に、濠洲は牧畜農業のみの國と考へられ易いが、近來は聯邦政府の充分な關稅保護の下に各種製造工業が成育し、或る程度まで國內の需要に相應じられるやうになつてゐることは、今後の日濠關係を見る上に相當留意されなければならない。

例へば、濠洲最近十ヶ年の統計によ

れば、農牧生産額は六割四分、製造工業によるもの三割六分に達し、即ち、製造工業は既に原始産業の二分の一以上に加へて増加して來てゐるのである。

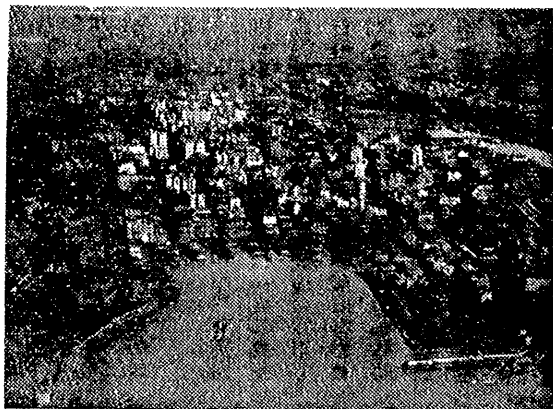
なほ、その原始産業の内、羊を主とする牧畜は二割四分を占め、小麦を主とする農耕は二割一分を占めてゐる。羊の頭数は一九三八年六月現在に於て約一億一千四百萬頭を數へ、世界の約五分の一を占め第一位にある。また小麦收穫高は一億八千八百萬ブッシェル(ブッシェル)に達し、その内約一億ブッシェルを輸出し、カナダ、アルゼンチンに次ぐ世界第三位の小麦輸出國となつてゐる。その他、バター、チーズ、果實もそれ／＼相當な産額を有してゐる。

また、製造工業に於ては、機械器具、運

搬具、飲料品、煙草、衣類、紙、文房具、化學藥品、染料、纖維製品等が主のもので、一九三七年六月現在の工場従業員は五十萬を超え、全人口の殆んど一割に達しつゝあることは、前述の通り濠洲は決して農牧生産業のみの分野に踏み止まつてゐるものではないといふことを物語つてゐる。

貿易の狀態

次に、濠洲の貿易狀態を見るに、輸出は年により多少の増減あり、輸入は逐年増加してゐるが、未だ常に輸出を示してゐる。因みに一九三七年七月から三八年六月までの一ヶ年に於ける輸出は一億二千六百萬英貨磅、輸入は一億一千四百萬英貨磅で、即ち輸入一〇〇に對し輸出一一四の割合を示してゐる。しかしながら、その一方に於て濠



搬具、金屬及び金屬製品等が主なものとなつてゐる。次に貿易の相手國について見れば、輸出に於ては英國が殆んど過半を占め、シ、ついでフランス、米國、ニュージールランド、日本となつてをり、輸入に於ても英國を第一とし、ついで米國、カナダ、蘭領東印度、日本の順となつてゐる。

日濠關係の推移

洲政府は毎年約三千萬磅の外債利子の支拂を必要として來てゐるのである。輸出の内容は、羊毛を第一位とし、小麦、バター、小麦粉、羊肉等を主とし、輸入品は纖維製品、機械器具、運

移民を輸入國させようとしてゐることに始まり、翌年日本側の内諾も得て殆んど實行に移されようとしたが、たゞ西南戦争勃發のためそのまゝとなつて了つたのである。

その後、一八九〇年(明治二十三年)頃から、クイーンズランドの砂糖栽培地に渡來する日本人の數も次第に増加し、一八九四年(明治二十七年)、日英通商條約の締結及び日清戦争の勃發などによつて、濠洲人の對日關心はますます喚起されるに至つた。然るに、これよりさき濠洲各地に漲つて來た白濠主義の風潮は、とくにそれら都會地方に於ける日本人移民排斥の機運となつて現はれ、一九〇一年(明治三十四年)濠洲聯邦が結成されるや、移民に關する事項は聯邦政府の專管事項となつて、同政府は同年移民制限法を制定し、あらゆる有色人種の入濠移民を事實上不可能としたのである。

かくて第一次大戦勃發するや、我が國は同盟國として參戰し、太平洋方面に於て英濠艦隊と協力し、濠洲軍隊の

輸送には軍艦伊吹を以て護衛した。し
かるに大戦終了後、ヴェルサイユ平和
會議に於て、帝國代表より提出した人
種平等案に對し滿洲代表は強硬に反
對したのみならず、〇式委任統治統治
國がその國の延長として統治するもの、條
項の決定に當り、日本側が通商平等及
び入國自由の保障をなすことの必要
を主張したにも拘はらず、滿洲側が反
對し通したのであつた。

ついで一九二一年(大正十年)、日英同
盟條約の廢棄となり、また、一九二九年
(昭和四年)以來滿洲聯邦政府の採用し
た輸入防遏措置も、日滿關係に暗影を
投じたが、一九三四年滿洲政府から時
の外相サトウ・ジョン・レーサムが親善使
節として來朝して以來、日滿關係は再
び改善の徴を示し、今回の公使交換
の希望申入れとなつたのである。

日滿通商狀態

因みに、日滿通商狀態を見れば、従
來は日本側が常に支拂勘定となつて
ゐたのであるが、昨年に至り初めて僅
かながらの受取勘定となつた。

對滿輸出 滿洲より輸入

一九三六年	六八七六	一八一九一
一九三七年	七三〇八	一六五二五
一九三八年	六九三九	八二八八
一九三九年	七三二〇	七二〇三

その内、對滿輸出品は人絹織物(二割
六分)、綿織物各種(二割一分)、生絲(二割
三分)、陶磁器(三分)、玩具(二分)等を主
とし、輸入は羊毛(七割二分)、皮類(三分)
等を主としてゐる。

なほ、日滿間には、去る一九三六年成
立し一九三八年に改訂した通商取極め
があり、公使交換により今後兩國關係は
密接の度を増すものと期待されてゐる。

週報

昭和十五年八月二十八日印刷發行

印刷部 内閣情報部
發行部 内閣印刷局
東京市麹町區大手町

一部 五錢(送料別)

▲預約配達郵便物の方は一律五錢(外國郵便に依る場合は十錢)の割合を以て前金を本
▲特天價の場合は其の都度郵便料金より差額
▲御申込下さい

定 價

申 込 所
内閣印刷局發行課
電話九ノ角三三二一
振替東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市麹町區神保町一之三
振替東京九三九〇番
各書店・購賣店

御 注 意
▲本誌より轉載の場合は必ず「週報」何誌より轉載の旨を明記し、且つ右轉載料を内閣情報部週報情報課第三部郵送係に
▲本誌記事の無断転載は許さず
▲掲載記事に對する御希望や御意見に關しての御意見も週報情報課宛にお知らせ下さい
▲本誌を他へお送りの場合は送料一部五錢
▲本誌(廣告料等)の向は内閣印刷局へ

滿洲炭礦株式會社

伊太本河 山口田



資本金總額

日本國幣の資本による實業銀行の
株式及び第九次増資を通じて以來
總額七百五十萬圓の大體の資本を
増資的の積立は、勿れ本額一千
三百萬圓の資本を基礎として、
一千八百萬圓の資本を基礎として
なす。滿洲炭礦株式會社は、
の、滿洲炭礦株式會社は、
凡ゆる設備を三割に、日本國幣の
力は何れまで増して行くか、東亞の
開發期であり、世界は新しい秩序が
確立されてゐる。日滿一貫、滿洲足
下に活躍する。一、萬の發展の機、
し、夫、七、生業の發展の基である。

路大仁興京新國洲滿

主要設備

検査には車體伊吹を以て護衛した。し
からに大試終了後、ワールサイユ平和
合議に於て、帝國代表より提出した大
陸半島を對し滿洲代表は、強硬に反
對したのみならず、(式委任統治政治
開始の國の延長として統治するもの)條
項の決定に當り、日本側が通商平等及
び入國自由の保障をなすこと必要
を主張したにも拘はらず、滿洲側が反
對し通したのである。

ついで一九二一年(大正十年)、日英同
盟條約の廢棄となり、また、一九二九年
(昭和四年)以來滿洲聯邦政府の採用し
た輸入防務措置も、日滿關係に暗翳を
投じたが、一九三四年滿洲政府から時
の外相サトウ・ジョン・レーサムが觀善使
節として來朝して以來、日滿關係は再
び改善の徴を示し、今回の公使交換、換
の希望申入れとなつたのである。

因みに、日滿通商狀態を見れば、従
來は日本側が常に支拂勘定となつて
ゐたのであるが、昨年に至り初めて僅
かながらの受取勘定となつた。

日滿通商狀態

對滿輸出 滿洲より輸入

一九三六年	六、七〇六	一、八、九一
一九三七年	七、〇〇八	一、六、五二五
一九三八年	六、九一九	八、二八八
一九三九年	七、二〇〇	七、〇二〇

その内、對滿輸出品は、絹織物、割
六分、綿織物各種、割二分、生絲、割
三分、陶磁器、三分、玩具、二分、等を主
とし、輸入は、羊毛、七割、皮、五分、
等を主としてゐる。

たゞ、日滿間には、去る一九三六年成
立し一九三八年に改訂した通商取極め
があり、公使交換より今後兩國關係は
密接の度を増すものと期待されてゐる。

週報

昭和十五年八月二十八日印刷發行

印刷所 内閣情報部
東京市神田區本町四丁目
内閣印刷局
東京市神田區本町四丁目

一部 五錢(送料別)
印刷部 印刷局
東京市神田區本町四丁目

内閣印刷局發行課
東京市神田區本町四丁目
全國各地官報販賣所
東京市神田區本町四丁目
各書店・雜貨店

注意 御
▲本誌は、皇朝の消息を、速報する、週刊新聞である。
▲本誌は、皇朝の消息を、速報する、週刊新聞である。
▲本誌は、皇朝の消息を、速報する、週刊新聞である。
▲本誌は、皇朝の消息を、速報する、週刊新聞である。



滿洲炭礦株式會社

(株)大仁興



資本金參億圓

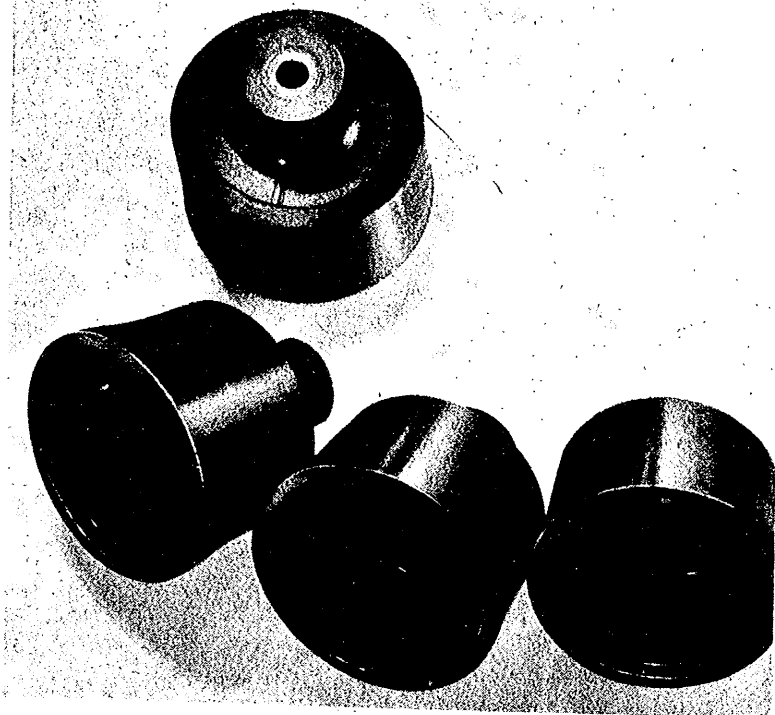
日滿兩國の資本による國策遂行の
一部を以て昭和九年設立を以て以來
發行二〇〇億圓の炭田と、年々
倍増の採掘量を誇る。勿れ年産一千
二百萬噸の賣出を挙げ、採掘は一
千八百萬噸の採掘を遂行すること
なり。滿洲國の使命は、金滿州の
凡ゆる職能を總動員せしめ、今大
陸の事情を二體した。膨脹日本の行
方は何處まで進むか、東帝の
強權を以て、日滿一體、採掘足
下に活潑する。一萬の従業員を擁
し、大々々々、皇朝の國策である。

路大仁興京新國洲滿

阜新・孫家溝・林泉所
に於ける産地

主要炭種
阜新・北票・復新
西安・田師府・和龍
東寧・滿道・城子
恒山・鶴崗・同三姓
扎蘭屯・寶清・寶興

昭和十一年十月一日第... 郵便物認可
昭和十五年八月二十八日...
(毎週一回水曜日発行)



合成樹脂の最高權威 「ベークライト」 性能も誇る

- ◎ 錆びなくて、耐熱性
金属より優雅な光澤
と色彩の自由
- ◎ 軽量で、化学藥品に
強く、硬度は鋼鐵に
等しい
- ◎ 一つの鋼型で、同一
製品が均等に大量生
産出来る
- ◎ 従つて單價が安い
— 説明書連呈 —

日本ベークライト株式会社
(本社) 東京市日本橋區室町
(営業所) 東京市赤坂區溜池十二

内閣印刷局印刷發行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)